特定建設共同企業体にあっては、代表者が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐、㋑の施工実績を有すること。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑤　第１号２⑹に同じ。

⑥～⑦　第１号２⑻～⑼に同じ。

⑧　第１号２⑾に同じ。

⑵　当該工事の現地での設置期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として本工事の入札に参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。

現地での架設期間は平成26年１月から平成28年７月を予定する。

また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑴④㋐～㋒に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、上記㋐～㋒は同一工事であること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　第１号２⑽に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴　第１号３⑴に同じ。

⑵　総合評価の方法

①　第１号３⑵①に同じ。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「桁と床版接合部及び場所打ちＰＣ床版等の現場施工時における品質管理に係わる具体的な施工計画」

㋑　技術提案［施工計画］

㋒　施工体制（施工体制評価点）

③～④　第１号３⑵③～④に同じ。

⑤　②㋐の「桁と床版接合部及び場所打ちＰＣ床版等の現場施工時における品質管理に係わる具体的な施工計画」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「技術提案［施工計画］」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　第１号３⑶に同じ。

⑷　⑵②㋐「桁と床版接合部及び場所打ちＰＣ床版等の現場施工時における品質管理に係わる具体的な施工計画」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

⑸　第１号３⑸に同じ。

４　入札手続等

⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ。

⑹　第１号４⑹に同じ。

①～②　第１号４⑹①～②に同じ。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成25年６月18日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成25年６月21日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

なお、これらの日時までに平成25年度予算の執行が可能とならない場合には、別途連絡する日時とする。

５　その他

⑴～⑮　第１号５⑴～⑮に同じ。

⑯　一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加　上記２⑴②に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑰～⑱　第１号５⑰～⑱に同じ。

６　Summary

⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Chubu-Oudan Fujigaw a Bridge.

⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

**○第３号**

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中部横断田原川橋上部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　山梨県南巨摩郡身延町下田原地先

⑷　工事内容　田原川橋：ＰＣ４径間連続箱桁橋　橋長　Ｌ＝238.0m　支間長　43.0＋２@75.0＋43.0　幅員　10.5m　コンクリート　約2,800㎥　鉄筋　約540ｔ　ＰＣ鋼材　約110ｔ　架設工（片持架設）　１式　支承工　１式　落橋防止装置工　１式　橋梁付属物工　１式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成26年９月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約2,800㎥　鉄筋　約540ｔ　ＰＣ鋼材　約110ｔ

⑺～⑿　第１号１⑺～⑿に同じ。

⒀　第２号１⒀に同じ。

⒁～⒆　第１号１⒁～⒆に同じ。

２　競争参加資格

⑴　第１号２⑴に同じ。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　第１号２⑷に同じ。

⑷　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁形式が、床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続桁橋であること。

㋒　最大支間長が45m以上であること。

㋓　架設工法が、固定支保工以外の架設工法であること。

ただし、上記㋐～㋓は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記㋐～㋑、㋓の施工実績を有すること。ただし、上記㋐～㋑、㋓は同一工事であること。